

電子署名の普及の壁

2012年12月13日

宮内宏法律事務所

弁護士 宮内宏

なぜ普及がすすまないのか

文書の電子化のメリットはそれなりにある
契約書や領収書などに印紙がいらない。

電子文書なら、保管が容易

原本性を保ったまま複製ができるから、安全な
保存が容易

一方で、いろいろな「壁」がある。

制度設計上の問題が大きいのではないか。

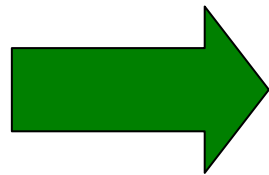
官民の壁

公的個人認証基盤の証明書は、民間では使えない。それ以外にも、官民での取扱が異なるものが多いため、個々の証明書の使いでが低くなっている。

属性(職制)の証明

ビジネスにおいては、本人性よりも、属性(役職、資格など)の方が重要であるが、現在の電子署名法では、属性の証明はできない(証明書に書いてあっても、制度的な保証はない)。

ところが、GPKIでは官職証明書を発行している。この違いは何か。



その大元は民事訴訟法にある

民事訴訟における書証

民事訴訟で文書に証拠力を持たせるためには、「真正な成立」(本人の意思に基づいて作成されたこと)を証明する必要がある。(民事訴訟法228条1項)

真正な成立には、推定規定がある(民事訴訟法228条2項及び4項)

(文書の成立)

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

- 2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるときは、真正に成立した公文書と推定する。
- 3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
- 4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるときは、準用する。

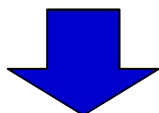
官は民より信用できる？

公文書と私文書では、署名・押印の取扱が異なっている。

公文書

・書式や内容から見て公文書らしければ、真正な成立を推定。

裁判所から官庁への問合せが可能。

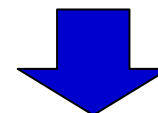


厳格な本人性は不要
(官職の証明書でもよい)

私文書

・本人又は代理人の署名又は押印があれば、真正な成立を推定。

電子署名にも推定効がある。



本人性が最重要
(役職の証明書は困難)

商業登記に基づく電子認証制度では、法人代表者及び支配人の証明書が発行できる。(会社名・役職名が記載される)。

これも発行者は官だ……

裁判所の壁

裁判関係の多くの書類は、紙で提出する。

急ぎのときは、FAXも使う……。

簡易裁判所における支払督促の申立は、
Webから行うことが可能。

督促手続オンラインシステム

<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>

オンラインシステムを用いるためには、商業登記
に基づく証明書又は公的個人認証基盤の証明書
のいずれかが必要

なかなか民間には移せないサービス (電子化以外の要因があるもの)

公証役場で公証人が作成する文書の多くは、民間では難しい。

例えば、以下のものは電子化とは別の要因で民間には移しにくい。

公正証書遺言：公証人が本人の意思を確認する。意思能力の有無も判断する。

事実実験公正証書：ある事実がおこったことを、公証人が五感の作用で観察し、その内容を公正証書とする。

公証人の信用性は、非常に高い。

「確定日付」は、公証人によるものと内容証明郵便だけが認められている(民法施行法5条)。

法律で「確定日付」が必要とされているもの(指名債権譲渡の第三者対抗要件など)については、法改正がない限り、民間には移せない。

導入の壁

当事者の合意の壁

当事者全員が証明書を持たないと電子署名による契約や手続は困難。

認定認証業務は高価だし、公的個人認証は民間では使えないし…。ここにも官民の壁

部門の壁

電子署名によるシステムの導入には、法務部門、経理部門などの同意が必要

- ◆よくわからない？
- ◆紛争時の扱いは？
- ◆税制上はどうなの？

印鑑よりずっと安全

電子署名法等

電子帳簿保存法等

これらは、関係者の努力で突破できそう。